○総務省告示第一〇四号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十四条第三号の規定に基づき、設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準

第一　総括的事項

一　定義

1　本基準における用語の使用については、２に定めるもののほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第39

7号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の例による。

２　本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定短期貸付金　規則第14条第３号に掲げる貸付金のうち、その償還財源に貸付けの相手方である設立法人以外の者（受益権を有する信託の受託者を除く。以下同じ。）が当該地方公共団体以外の者から借入れを行った借入金（当該借入金の償還財源として、当該年度に、当該年度内に償還すべきものとして当該地方公共団体の一般会計等から当該設立法人以外の者に対して貸付金の貸付けを行った、又は行う見込みがあるものに限る。）が充てられたものをいう。

(2) 対象法人　特定短期貸付金の貸付けの相手方である法人をいう。

(3) 金融機関等　金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者（本基準に基づいて一般会計等において負担することが見込まれる額の算定を行う当事者である地方公共団体を除く。）をいう。

(4) 制度融資　金融機関等が地方公共団体との契約等に基づき不特定多数の事業者等に行う融資をいう。

(5) 一般社団法人等　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第２条第１号に規定する一般社団法人等をいう。

(6) 会社法法人　会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に規定する会社をいう。

二　特定短期貸付金の評価の区分

設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額は、特定短期貸付金について、次の区分ごとに定める基準に従って算定するものとする。

１　対象法人への財政援助としての特定短期貸付金（２に掲げるものを除く。）

(1) 対象法人への財政援助としての特定短期貸付金（(2)に掲げるものを除く。）

(2) 国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う対象法人への財政援助としての特定短期貸付金

２　制度融資等における特定短期貸付金

３　その他の形態の特定短期貸付金

三　評価結果の適切な開示

個々の法人に係る評価結果の公表については、法令に基づき適切に対処するものとするとともに、関係者の理解が得られるよう留意するものとする。

四　その他

本基準のほか、各年度の規則第14条第３号に掲げる貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に当たり必要な事項は別に定める。

第二　対象法人への財政援助としての特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定の基準

一　算定方式の区分

１　地方公共団体の対象法人への財政援助としての特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額は、(1)又は(2)のいずれかの方式によって算定するものとする。

(1) 標準評価方式（次のイの方式又はロの方法により算定する方式）

イ　財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から二の１に規定する債務区分等を判定する方法をいう。）

ロ　格付機関の格付から二の１に規定する債務区分を判定する方法

(2) 個別評価方式（次のイ又はロの方式により算定する方式）

イ　資産債務個別評価方式

ロ　経営計画個別評価方式

２　複数の地方公共団体が同一の法人へ特定短期貸付金の貸付けを行っている場合の一般会計等負担見込額の算定に当たっては、関係地方公共団体間で協議を行い、統一した手法で算定するものとする。

二　標準評価方式

１　標準評価方式とは、３又は５に定めるところにより対象法人の特定短期貸付金に係る債務を次の(1)から(5)までに掲げる区分（以下「債務区分」という。）に分類し、特定短期貸付金の額に、当該債務区分ごとに定める乗率（以下「算入率」という。）以上で地方公共団体が当該法人ごとに定める率を乗じて得た額を一般会計等負担見込額とする算定方法をいう。

(1) Ａ（正常償還見込債務）　10％

(2) Ｂ（地方公共団体要注意債務）　30％

(3) Ｃ（地方公共団体負担懸念債務）　50％

(4) Ｄ（地方公共団体実質管理債務）　70％

(5) Ｅ（地方公共団体実質負担債務）　90％

２　標準評価方式による算定を行う場合において、対象法人の売上げの継続的な減少等特に考慮すべき事

情がある場合には、算入率を高めることを検討するものとする。

３　財務諸表評価方式

(1) 財務諸表評価方式とは、対象法人を次のイからハまでの区分に分類し、(2)から(4)までに定める方法により、当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況、当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況等に応じ、当該法人の特定短期貸付金に係る債務を債務区分に分類し、一般会計等負担見込額を算定する方式をいう。

イ　一般法人　ロ及びハ以外の一般社団法人等、会社法法人、社会福祉法人その他の法人をいう。

ロ　地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人　鉄軌道事業、上水道事業、工業用水道事業、下水道事業、市場事業、港湾事業、産業廃棄物処理事業を行う法人で、地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの２分の１以上を出資している法人をいう。

ハ　不動産取引型法人　地方住宅供給公社のうち住宅又は宅地の売買を主たる業務とするもの、住宅又は宅地等の不動産の売買を主たる業務とする法人等で地方公共団体が２分の１以上を出資するもの及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に規定する農地中間管理機

構（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成25年法律第102号）に規定する旧農地保有合理化法人を含む。）で地方公共団体が出えんしているものをいう。

(2) 一般法人の特定短期貸付金に係る債務の債務区分は、別紙１―１の表に定めるところによる。この場合において、同表中「貸借対照表上の純資産」欄については当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄については当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて分類するものとする。

(3) 地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人の特定短期貸付金に係る債務の債務区分は、別紙１―２の表に定めるところによる。この場合において、同表中「貸借対照表上の純資産」欄については当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄については当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて分類するものとする。

(4) 不動産取引型法人の特定短期貸付金に係る債務の債務区分の分類方法は、別紙１―３の表に定めるところによる。この場合において、同表中「貸借対照表上の純資産」欄については当該年度の前年度

の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄については当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて分類するものとする。

(5) (4)は、国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人のうち、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第２号の森林整備法人及び造林事業を行うことを主たる目的とし、都道府県が重要な構成員又は設立者となっている一般社団法人等（四において「林業公社」という。）の特定短期貸付金に係る債務について、当該法人の財務諸表に必要な修正を行った上で準用するものとする。

(6) 災害その他の特別の事情により当該年度の前年度における損益計算書上の経常損益を用いることが適当でないと考えられるときは、当該年度の前々年度における経常損益、当該年度の前年度前３年度の経常損益の平均値その他過去の経営実績に基づき適当な方法により算出した額を算定に用いることができるものとする。

(7) 特定短期貸付金に係る債務に対する物上担保等の信用補完がある場合には、当該信用補完の実行が見込まれる額を特定短期貸付金の額から控除した額に算入率以上の率を乗じて算定するものとする。ただし、当該信用補完が土地に対する物上担保である場合の控除額は、規則第４条第２項第２号から

第７号までに定める方法のいずれかにより算定するものとする。

(8) 財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、次のイからニまでの条件を満たさなければならない。

イ　監査法人又は公認会計士の監査が行われたものその他財務諸表が対象法人の財政状態、経営成績等を適正に表示していることについて弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものの確認が行われたものであること。

ロ　経常損益の計算に用いる損益計算書において、地方公共団体からの補助金等の財政援助（委託費、使用料等として支出されているものであって当該支出の水準等から判断して実質的に補助金等と同等の効果を有すると考えられるものを含み、次の(ｲ)から(ﾊ)までに掲げるものを除く。）を経常収益に計上していないものであること。地方公共団体からの補助金等の財政援助を経常収益に計上している場合にあっては、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除すること。

(ｲ) 料金減免に対する補助金又は負担金であって減免前の料金収入との差額に相当するもの（対象法人以外の法人にも支給される敬老乗車証に係る料金収入相当額、低所得者に対する特例的家賃減免に係る料金収入相当額等であって、料金減免に対する補助金又は負担金であることが明確な

ものに限る。）

(ﾛ) 対象法人以外の法人にも同様の条件で支出される補助金、介護保険給付費等

(ﾊ) 一般社団法人等が地方公共団体による補助金等の交付業務を実質的に代行している場合における地方公共団体から一般社団法人等に対する補助金等であって、当該法人が第三者に分配又は交付することが予定されているもの

ハ　不動産の売買を主たる業務とする法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いることができる財務諸表は、原則として販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて適切に評価を行って作成されたものとする。ただし、これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について規則第４条第１項の例により評価を行い、未売出土地について規則第９条第３号算式の符号Ｅの例により評価を行って貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとする。

ニ　社会福祉法人については、原則として、事業活動収支計算書の経常収支を経常損益として、貸借

対照表の純資産の部合計の額を純資産の額又は債務超過額として用いるものとし、その他企業会計の基準又は公益法人会計基準以外の会計基準によることとされている法人にあっては、それぞれの会計基準に基づき、経常損益、純資産に相当するものを用いて債務区分に分類するものとする。

(9) 純資産の額又は債務超過額の計算上、特定短期貸付金の貸付けを行っている地方公共団体の貸付金（特定短期貸付金及び規則附則第３条の貸付金を除く。）の財源が一般財源等であるとき又は地方債を財源としている場合であって将来負担比率の算定において当該地方債の償還金を特定財源として算入していないときは、当該貸付金を自己資本とみなして、貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額を算出して適用することができるものとする。

(10) 対象法人の会計年度の始期又は終期が地方公共団体の会計年度の始期又は終期と異なる場合においては、原則として、半期報告書、四半期報告書等を用いて地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度と同一の期間における経常損益及び地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度の末日における純資産の額又は債務超過額を算出して適用するものとする。ただし、半期報告書、四半期報告書等を作成していないことその他のやむを得ない事情がある場合には、地方公共団体の会計年

度における当該年度の前年度の末日までに終了した直近の財務諸表によることができるものとする。

(11) 対象法人の会計年度が１年に満たない場合には、経常損益の額を１年間を通じての経常損益に置き換えて適用するものとする。

４　財務諸表評価方式による債務区分の分類に当たって、対象法人に次の(1)から(3)までのような事情があるときは、当該(1)から(3)までに定める債務区分とすることができるものとする。ただし、対象法人の経営の実態等から判断して、これらの債務区分とすることが不適当と考えられる場合においては、これらの方法を用いてはならない。

(1) 対象法人が営業開始前であるとき　Ａ（正常償還見込債務）

(2) 対象法人が営業開始から３年以内であるとき　Ａ（正常償還見込債務）

(3) 対象法人の設立からおおむね５年以内に経常利益を生じ、かつ、売上げ及び経常利益が事業計画に比しておおむね７割以上確保されているとき　Ａ（正常償還見込債務）

５　格付機関の格付から債務区分を判定する方法

(1) 地方公共団体から補助金及びこれに類する財政支援（損失補償、出資及び貸付けを除く。）のいず

れをも受けていない対象法人が、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成19年金融庁告示第28号）に定める適格格付機関の依頼格付を取得している場合には、当該格付に基づき、特定短期貸付金に係る債務の債務区分を分類することができるものとし、この場合における債務区分は、別紙２に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙２に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

(2) 地方公共団体から補助金及びこれに類する財政支援（損失補償、出資及び貸付けを除く。）のいずれをも受けていない対象法人が、次のイからハまでに定めるものから当該イからハまでに定める格付を取得している場合には、当該格付に基づき、特定短期貸付金に係る債務の債務区分を分類することができるものとし、この場合における債務区分は、別紙３に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙３に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

イ　株式会社格付投資情報センター　中堅企業格付

ロ　スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ　日本ＳＭＥ格付け

ハ　株式会社日本格付研究所　ＪＣＲ中堅・中小企業格付

三　個別評価方式

１　個別評価方式とは、対象法人の当該年度の前年度の末日における時価による評価に基づき一般会計等負担見込額を算定する資産債務個別評価方式又は当該年度の末日における将来キャッシュフローから一般会計等負担見込額を算定する経営計画個別評価方式により、一般会計等負担見込額を算定する方式をいう。ただし、個別評価方式により一般会計等負担見込額を算定する場合であっても、特定短期貸付金の額の10％を下回る額を一般会計等負担見込額とすることはできないものとする。

２　資産債務個別評価方式又は経営計画個別評価方式により算定する場合には、原則として、当該評価について、公認会計士又は監査法人の関与、デュー・デリジェンスの専門家を含む第三者委員会等の場における評価結果の検討等適当と考えられる方法により評価の適正を期すよう努めるものとする。

３　資産債務個別評価方式

(1) 当該年度の前年度の末日における対象法人の債務の総額から当該法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額又は特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額を一般会計等負担見込額とするものとする。

(2) 資産の価額の算定については、次のイからニまでに定めるところにより算定するものとする。

イ　対象法人の保有する土地の価額については、規則第４条第１項に定める方法により算定するものとすること。

ロ　地上権（借地借家法（平成３年法律第90号）に規定する借地権又は民法（明治29年法律第89号）第269条の２第１項の地上権に該当するものを除く。）の価額、定期金給付契約であって当該契約に関する権利を取得した時点において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額、定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時点において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額及び立木の価額の評価は、相続税評価額の算定の例による等適切な評価を行うこと。

ハ　棚卸資産の価額については、一般に公正妥当と認められる会計基準により適切な評価を行うこと。

ニ　地方公共団体の信用補完との関係、特定短期貸付金の貸付けに係る契約内容等についても適切に評価すること。

4　経営計画個別評価方式とは、対象法人が地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人である場合において、次の(1)又は(2)により算定した額を一般会計等負担見込額とする方式をいう。

(1) 規則第６条第１項第２号の例により算定した同号算式の符号Ｄに定める期間が経過した後の負債の額及び当該期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額の合算額から当該年度の前年度の末日における純資産の額を控除した額

(2) 規則第６条第１項第４号の例により作成した経営計画における同項第２号算式の符号Ｄに定める期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額から当該年度の前年度の末日における純資産の額を控除した額

四　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う対象法人への財政援助としての特定短期貸付金

1　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う対象法人への財政援助としての特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定については、修正財務諸表評価方式（財務諸表に補正を行った上で財務諸

表評価方式を適用する方式をいう。２において同じ。）によるものとする。

２　林業公社についての修正財務諸表評価方式の適用においては、当該林業公社の財務諸表に次の補正を加えるものとする。

(1) 森林勘定における分収林の価額について、森林勘定の含み損益として将来の伐採時における正味販売価格を加減するものとすること。

(2) (1)の正味販売価格は、当該年度の前年度の末日における木材価格の時価（過去５年間の全国平均）に基づく将来の販売時点における木材の売却による収入の見込額に補助金を加えた額から、今後の事業費（直接事業費に限る。）の額及び分収交付金の額の合算額を控除した額を、現在価値に割り引いた額とすること。この場合において、現在価値に割り引いた額の算出に用いる比率は財政融資資金又は政府金融機関貸付金利を参照するものとし、現在価値に割り引いた額の算出に用いる年数は平均伐期齢と平均林齢との差を用いること。

(3) 経常損益を計算する損益計算書において森林勘定の資産に計上される分収林に係る借入金に対する利払いが営業外費用に含まれない場合にあっては、営業外費用に含むものとして必要な修正を行うこ

と。

第三　制度融資等における特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定の基準

１　制度融資の原資として地方公共団体が金融機関等に預託を行っている場合であって当該預託が特定短期貸付金の貸付けによって行われている場合における当該特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額については、当該特定短期貸付金の額に当該年度の前年度における預託金の減少率（金融機関等が行う融資に損失が発生したこと等により、当該年度の前年度において当該金融機関等から返還された預託金の額が当該地方公共団体が預託を行った額を下回った場合における当該下回った額を当該地方公共団体が預託を行った額で除して得た値をいう。３において同じ。）を乗じた額とする。

２　対象法人の業務の内容、特定短期貸付金の性質等を勘案して１の場合に準じた扱いとすることが適切であると認められる場合における当該特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定については、１の例によることができるものとする。

３　当該年度の前年度において１又は２による一般会計等負担見込額の算定に影響を生じる特殊な事情がある場合には、当該年度の前年度前の合理的な範囲内の期間における預託金の減少率に相当する率の平

均等を用いることができるものとする。

第四　その他の形態の特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定の基準

第二又は第三以外の形態の特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額は、地方公共団体において、過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定した額とする。この場合において、当該特定短期貸付金の額の10％を下回ることはできないものとする。

附　則

1　特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第２項に規定する特例民法法人をいう。）に対する特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定ついては、本基準の例によるものとする。この場合において、財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、最新の公益法人会計基準に基づいて作成された財務諸表を用いることとし、正味財産増減計算書の当期経常増減額を経常損益として用いること及び貸借対照表の正味財産合計の額を純資産の額又は債務超過額として用いることを原則とする。また、地方公共団体からの補助金等の財政援助を一般正味財産増減の部の経常収益に計上している場合には

、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除するものとする。

２　規則附則第３条の貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定については、本基準における特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の例によるものとする。

別紙１－１　財務諸表評価方式（一般法人）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3"></td><td colspan="9">損　益　計　算　書　上　の　経　常　損　益</td></tr>
<tr><td colspan="4">経　常　損　益　が　黒　字</td><td colspan="5">経　常　損　益　が　赤　字</td></tr>
<tr><td colspan="4">経常黒字の債務超過額に対する割合</td><td colspan="5">経常赤字の特定短期貸付金に係る債務の額に対する割合</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>３分の１以上</td><td>５分の１以上３分の１未満</td><td>10分の１以上５分の１未満</td><td>10分の１未満</td><td>20分の１未満</td><td>20分の１以上10分の１未満</td><td>10分の１以上５分の１未満</td><td>５分の１以上２分の１未満</td><td>２分の１以上</td></tr>
<tr><td rowspan="8">貸借対照表上の純資産</td><td rowspan="6">資産超過</td><td>10年後において資産超過</td><td colspan="4" rowspan="6">A</td><td colspan="5">A</td></tr>
<tr><td>５年後において資産超過であって、10年後において債務超過</td><td colspan="5">B</td></tr>
<tr><td>５年後における債務超過額又は５年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td></tr>
<tr><td>５年後における債務超過額又は５年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１以上２分の１未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td>５年後における債務超過額又は５年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の２分の１以上４分の３未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td>５年後における債務超過額又は５年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の３以上特定短期貸付金に係る債務の額未満</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr>
<tr><td rowspan="6">債務超過</td><td>５年後における債務超過額又は５年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額以上</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">経常黒字の債務超過額に対する割合</td><td colspan="5">経常赤字の特定短期貸付金に係る債務の額に対する割合</td></tr>
<tr><td></td><td>３分の１以上</td><td>５分の１以上３分の１未満</td><td>10分の１以上５分の１未満</td><td>10分の１未満</td><td>20分の１未満</td><td>20分の１以上10分の１未満</td><td>10分の１以上５分の１未満</td><td>５分の１以上２分の１未満</td><td>２分の１以上</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１以上２分の１未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の２分の１以上４分の３未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の３以上特定短期貸付金に係る債務の額未満</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td colspan="5">E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額以上</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td colspan="5">E</td></tr>
</table>

※　Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥとは、債務区分のＡ（正常償還見込債務）、Ｂ（地方公共団体要注意債務）、Ｃ（地方公共団体負担懸念債務）、Ｄ（地方公共団体実質管理債務）及びＥ（地方公共団体実質負担債務）のことをいう。

債務超過額とは、負債の額が資産の額を超える場合における当該超える額をいう。

別紙１－２　財務諸表評価方式（地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3"></td><td colspan="10">損　益　計　算　書　上　の　経　常　損　益</td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="2">経　常　損　益　が　黒　字</td><td colspan="5">経　常　損　益　が　赤　字</td></tr>
<tr><td rowspan="2">債務超過前要償還債務償還可能法人</td><td colspan="4">経常赤字の特定短期貸付金に係る債務の額に対する割合</td></tr>
<tr><td rowspan="7">貸借対照表上の純資産</td><td rowspan="6">資産超過</td><td>10年後において資産超過</td><td colspan="5" rowspan="6">A</td><td rowspan="6">A</td><td colspan="5">B</td></tr>
<tr><td>10年後における債務超過額又は10年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td></tr>
<tr><td>10年後における債務超過額又は10年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１以上２分の１未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td>10年後における債務超過額又は10年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の２分の１以上４分の３未満</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr>
<tr><td>10年後における債務超過額又は10年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の３以上特定短期貸付金に係る債務の額未満</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>10年後における債務超過額又は10年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額以上</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td rowspan="6">債務超過</td><td rowspan="2"></td><td colspan="4">経常黒字の債務超過額に対する割合</td><td rowspan="2">減価償却前黒字</td><td colspan="4">経常赤字の特定短期貸付金に係る債務の額に対する割合</td></tr>
<tr><td>３分の１以上</td><td>５分の１以上３分の１未満</td><td>10分の１以上５分の１未満</td><td>10分の１未満</td><td>20分の１未満</td><td>20分の１以上10分の１未満</td><td>10分の１以上５分の１未満</td><td>５分の１以上２分の１未満</td><td>２分の１以上</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１以上２分の１未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の２分の１以上４分の３未満</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の３以上特定短期貸付金に係る債務の額未満</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>D</td><td colspan="5">E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額以上</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>D</td><td>D</td><td colspan="5">E</td></tr>
</table>

※　Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥとは、債務区分のＡ（正常償還見込債務）、Ｂ（地方公共団体要注意債務）、Ｃ（地方公共団体負担懸念債務）、Ｄ（地方公共団体実質管理債務）及びＥ（地方公共団体実質負担債務）のことをいう。

債務超過額とは、負債の額が資産の額を超える場合における当該超える額をいう。

債務超過前要償還債務償還可能法人とは、要償還債務の額を減価償却前経常利益の額で除して得た値が純資産の額を経常損失の額で除して得た額を下回る法人をいう。

別紙１－３　財務諸表評価方式（不動産取引型法人）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3"></td><td rowspan="3">損益計算書上の経常損益
経常損益が黒字</td><td colspan="5">損益計算書上の経常損益
経常損益が赤字</td></tr>
<tr><td colspan="5">経常赤字の特定短期貸付金に係る債務の額に対する割合</td></tr>
<tr><td>20分の１未満</td><td>20分の１以上
10分の１未満</td><td>10分の１以上
５分の１未満</td><td>５分の１以上
２分の１未満</td><td>２分の１以上</td></tr>
<tr><td rowspan="8">貸借対照表上の純資産</td><td colspan="2">資産超過</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td rowspan="7">債務超過</td><td></td><td rowspan="2">経常損益が黒字</td><td colspan="5">経常赤字の特定短期貸付金に係る債務の額に対する割合</td></tr>
<tr><td></td><td>20分の１未満</td><td>20分の１以上
10分の１未満</td><td>10分の１以上
５分の１未満</td><td>５分の１以上
２分の１未満</td><td>２分の１以上</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１未満</td><td>B</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の１以上２分の１未満</td><td>C</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の２分の１以上４分の３未満</td><td>D</td><td>D</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td><td>E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の４分の３以上特定短期貸付金に係る債務の額未満</td><td>E</td><td colspan="5">E</td></tr>
<tr><td>債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額以上</td><td>E</td><td colspan="5">E</td></tr>
</table>

※　Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥとは、債務区分のＡ（正常償還見込債務）、Ｂ（地方公共団体要注意債務）、Ｃ（地方公共団体負担懸念債務）、Ｄ（地方公共団体実質管理債務）、及びＥ（地方公共団体実質負担債務）のことをいう。

債務超過額とは、負債の額が資産の額を超える場合における当該超える額をいう。

別紙２　格付機関の格付から債務区分を判定する方法（適格格付機関の依頼格付に基づく判定）

	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	フィッチレーティングスリミテッド
Ａ　正常償還見込債務	ＢＢ－以上	ＢＢ－以上	Ｂａ３以上	ＢＢ－以上	ＢＢ－以上
Ｂ　地方公共団体要注意債務	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ
Ｃ　地方公共団体負担懸念債務	Ｂ、ＣＣＣ	Ｂ、ＣＣＣ	Ｂ、Ｃａａ	Ｂ、ＣＣＣ以上	Ｂ、ＣＣＣ
Ｄ　地方公共団体実質管理債務	ＣＣＣ、ＣＣ	ＣＣＣ、ＣＣ	Ｃａａ、Ｃａ	ＣＣＣ、ＣＣ	ＣＣＣ、ＣＣ
Ｅ　地方公共団体実質負担債務	ＣＣ、Ｃ以上	ＣＣ、Ｃ、Ｄ以上	Ｃａ、Ｃ	ＣＣ、Ｃ、Ｄ	ＣＣ、Ｃ、Ｄ

別紙３　格付機関の格付から債務区分を判定する方法（適格格付機関の依頼格付以外の格付に基づく判定）

	株式会社格付投資情報センター 中堅企業格付	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ 日本ＳＭＥ格付け	株式会社日本格付研究所　ＪＣＲ 中堅・中小企業格付
Ａ　正常償還見込債務	ｂｂｂ以上	ｂｂｂ以上	ｂｂｂ以上
Ｂ　地方公共団体要注意債務	ｂｂ以上	ｂｂ以上	ｂｂ以上
Ｃ　地方公共団体負担懸念債務	ｂ以上	ｂ以上	ｂ以上
Ｄ　地方公共団体実質管理債務	ｃｃｃ以上	ｃｃｃ以上	ｃｃｃ以上
Ｅ　地方公共団体実質負担債務	ｃｃｃ以上	ｃｃｃ以上	ｃ～ｃｃ以上